

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	13-1
処分の種類	牧野の改良・保全の指示			
根拠法令条例等・条項	牧野法第9条1項			
処分の概要	国土の保全に重大な障害を与えるおそれのある場合に、牧野の所有者に対し草種、草生の改良等牧野の改良及び保全に関し取るべき措置を指示			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具現化することが困難であるため)</p> <p>法令の定める基準</p> <p>①当該指示に係る措置を実施することが技術的に可能であり、且つその措置によってもたらされる当該牧野の効用の増加に比して、著しく多額の費用を要しないこと</p> <p>②当該指示に係る措置を実施することが国土の保全を促進するとともに、牧野の利用効率を高めること</p>			
基準の制定根拠	—			